

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2026・2・10

BGM使用料を歌手にも分配 著作権法改正へ（文化庁）

文化庁は、飲食店や商業施設などで流すBGMの使用料を、作詞・作曲家だけではなく、歌手や演奏者にも分配するため、新たに「レコード演奏・伝達権」を導入する方針。文化審議会に著作権法改正の素案を提示した。

現在、小売店や飲食店、商業施設がBGMを流す際、使用料は、日本音楽著作権協会(JASRAC)などの著作権管理団体が徴収し、作詞・作曲家に分配しているが、歌手や演奏者に使用料は支払われていない。著作権法改正で「レコード演奏・伝達権」が導入されれば、歌手や演奏家にも使用料が分配されることになる。

一方、支払う側には、新たにBGM使用料の負担が生じる可能性がある。文化庁は、使用料の具体額や徴収方法は今後検討し、小規模事業者の負担への配慮や国民への周知が必要として、3年程度の準備期間を設けるよう求めている。

AI検索の記事利用めぐり 実態調査を開始（公取委）

公正取引委員会は、生成AIを使った検索サービスをめぐり、実態調査を開始すると発表した。検索結果を生成する際、AIが報道機関の許可を得ずに記事を利用して回答することなどに独占禁止法上の問題がないかを調査する。

AI検索は、利用者の質問に対し、AIがインターネット上に公開された記事や資料を自動で要約し、回答する仕組み。こうしたサービスは「検索拡張生成(RAG)」と呼ばれ、利用者にとっては個別に様々なウェブサイトを訪れて自ら必要な情報を収集する手間が省ける。

一方、報道機関などは自社サイトを訪問した人に広告を表示することで収入を得ており、AIがニュースを要約して回答すると、自社サイトを訪れる人が減り、適切な対価を得られ

なくなるおそれがある。

公取委はAI検索サービスが、優位な立場を利用して相手に不利益を与える優越的地位の濫用や、競争相手のビジネスを不当に妨げる取引妨害などにあたる可能性があるとして、実態調査に乗り出すことにした。

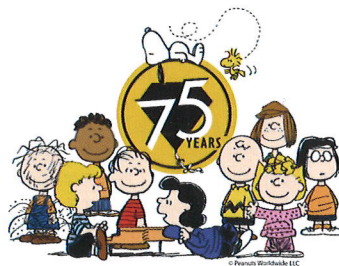
調査対象は、米グーグルやLINEヤフー、マイクロソフトのほか、「チャットGPT」を提供する米オープンAIや米新興企業パープレキシティなどを想定している。

「スヌーピー」の運営会社 ソニーグループが子会社化

ソニーグループは、「スヌーピー」で知られる人気漫画「ピーナッツ」の知的財産(IP)を保有するピーナッツHDの株式約41%を約710億円で取得すると発表した。

ピーナッツHDは、世界的に知名度が高い「スヌーピー」や「チャーリー・ブラウン」で知られる「ピーナッツ」シリーズの権利を保有する会社。ソニーグループは、既存の持ち分約39%と合わせて計80%を保有し、ピーナッツHDはソニーグループの連結子会社となる。残りの20%の持分は原作者チャールズ・M・シュルツ氏の家族が引き続き保有する。

ソニーグループは、今後、グループのネットワークとキャラクタービジネスのノウハウを最大限活用して、「ピーナッツ」に関わるIPビジネスの拡大と、生誕75周年を迎えた「世界一有名なビーグル犬」のブランド力向上を図るとしている。



「ピーナッツ」は75周年(出典:ソニー・ミュージックエンタテインメント(SME))

解説

進歩性の判断 (容易の容易)
知的財産高等裁判所 令和6年 (行ケ)
第10099号 特許取消決定取消請求事件
令和7年11月13日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、特許第7101394号(発明の名称: マッサージ機を備えた情報ネットワークシステム)(本件特許)の特許権者である。本件特許に対する特許異議申立(異議2023-700017号)を受けた原告は、本件特許の請求項2及び3を削除すること等を含む訂正請求を行い、特許庁は、訂正を認めた上で、請求項1、4~9に係る特許を取り消す等の決定(本件決定)を下した。原告が本件決定のうち特許を取り消した部分の取消しを求めて訴えを提起したものである。

ここでは、甲2の1発明(甲2の1文献(国際公開公報2014/196922号)に記載されている発明)と対比した訂正後の請求項1に係る発明(本件訂正発明1)の進歩性に関する原告の主張と、知財高裁の判断部分を紹介する。

本判決において知財高裁は、本件訂正発明1と甲2の1発明との間には本件決定が認定したとおりの一致点と相違点1~3があるものと認めるのが相当としていて、認定されている両者の間の一致点は以下の通りである。

(一致点)

被施療者を施療する施療部と前記施療部を制御する制御部と前記制御部を介して前記施療部を操作するために備え付けられた操作器とを有するマッサージ機と

と、からなる情報ネットワークシステムであって、

通信ネットワークを介して通信サーバと接続可能に構成され、

前記通信サーバは、新しい施療コースに関する情報を発信し、

前記通信サーバから前記情報をダウンロードしてインストールすると新着情報部で前記情報が新しく追加され前記情報を受信したことを報知するように構成され、

前記通信サーバは、前記通信サーバに前記情報がある場合、前記情報を発信し、

前記通信サーバは、前記情報を、前記マッサージ機内に設けられた前記制御部に発信するように構成され、

前記通信サーバから発信された前記情報を受信し、前記新しい施療コースに関する前記情報があることを、前記新しい施療コースのデータがダウンロードされる前において、前記被施療者が前記マッサージ機に着座した状態で操作できるように前記マッサージ機の外部に位置するよう前記マッサージ機に備え付けられた端末装置の前記新着報知部で報知し、前記端末装置において前記新しい施療コースの導入が決定されると、該新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されている情報ネットワークシステム

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

＜「統合の容易性」について＞

原告は、甲2の1発明において端末装置104は「外部装置」であり、本件訂正発明1の「マッサージ機に備え付けられた」ものではないから、端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合することは、甲2の1発明における当該本質的な特徴的部分を失わせ、甲2の1発明の技術的意義を無にするものであって、統合は容易想到ではないなどと主張する。

しかしながら、甲2の1発明の課題の解決手段は、マッサージ装置のマイクロコントローラが、外部装置と接続し、マッサージプログラムを受信してメモリに保存し、これを実行することであり、この場合の外部装置は、既存のマッサージ装置に対して、新たなマッサージプログラムを提供する装置であれば足りるというべきであるから、端末装置104が甲2の1発明における本質的な特徴的部分に該当するものとはいえない。

したがって、甲2の1発明を簡素化し、改良するにあたり、端末装置104をなくすことに阻害要因はなく、サーバコンピュータ103とマッサージ装置106のマイクロコントローラ130が直接通信を行うものとするとともに、端末装置104の表示機能をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に行わせる構成を採用することにより、両者を統合することは当業者が容易に想到し得たものというべきである。

＜「統合した構成の認定判断」(その1)＞

原告は、仮に、甲2の1発明の端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合し、リモートコントローラ150に画像フレームF1を設けるとしても、端末装置104は「新着報知部」を有さず、利用可能なマッサージプログラムのリストを列挙するにすぎないから、統合しても「新たに到着したこと又は着いたばかりであることを、人に告げて、その人が知るようにする」という意義をもつ「新着報知部」を有するリモートコントローラ150は得られないなどと主張する。

しかしながら、甲2の1発明の画像フレームF1は本件訂正発明1の「新着報知部」に相当するというべきであるから、原告の主張は前提を欠くものである。よって、同主張を採用することはできない。

＜「統合した構成の認定判断」(その2)＞

原告は、甲2の1発明の端末装置104とリモートコントローラ150を統合しても、リモートコントローラ150が、ダウンロードして、マッサージ装置106のマイクロコントローラ130に転送する構成となるから、「マイクロコントローラ130に情報を直接ダウンロードする」構成は得られないのであり、周知技術1の文献には、甲2の1発明の構成を本件訂正発明1の構成に置換することの開示も示唆もないなどと主張する。

しかしながら、甲2の1発明のマッサージ装置106のマイクロコントローラ130は、無線通信インターフェース126等を有し、外部装置との間での無線によるデータ交換が可能なのであるから、当業者において、周知技術1を適用し、「サーバコンピュータ103からの情報をマッサージ装置106が直接ダウンロードする構成」において、マイクロコントローラ130が、無線インターフェース126及び送受信機140を用いて情報を直接ダウンロードすることを担う構成とすることは、システムを簡素化し、改良する場合における通常の創作能力の発揮であり、このような構成をとった場合にリモートコントローラ150に「新着報知部」としての表示機能や、「購入するマッサージプログラム」の入力機能を担わせることは、他に合理的な選択肢が認められない以上、当業者が容易に想到し得たものというべきである。

原告は、統合して、置換するという2段階の過程が必要となるのは、いわゆる「容易の容易」の判断となり、容易とはいえない旨主張する。しかし、当業者が、システムを簡素化し、改良するため、通常の創作能力を発揮することにより前記構成(端末機を介さない直接ダウンロード構成)に到達した場合において、表示機能等を担わせるための置換を行う必要があることは自明のことであり、そのための合理的な選択肢が限られているときは、当然、当該選択肢を選択することになるはずである。このように考えることは、いわゆる「容易の容易」の判断をするものではないから、同主張は採用することができない。

第4 考察

進歩性判断の論理付けにおいて、主引例に第一引例を組み合わせる容易想到性、第一引例に第二引例を組み合わせる容易想到性のいずれかが容易である場合、本願発明は進歩性欠如と判断されることがある。

一方、主引例に第一引例を組み合わせる容易想到性あるいは、第一引例に第二引例を組み合わせる容易想到性のいずれかが容易想到困難である場合、主引例、第一引例、第二引例からでは本願発明に容易想到困難であるとして進歩性が認められることがある。このような場合を評して「容易の容易は容易でない」と言われることがある。

本件では、原告(特許権者)が「本件の場合、『容易の容易』の判断となり、容易とはいえない=進歩性が認められるべき」との主張を行っているが、知財高裁はその主張を退けている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

オンライン発送制度 改正概要と留意事項

■2026年4月1日施行■

2026年4月1日に施行される「不正競争防止法等の一部を改正する法律」に基づき、特許庁のオンライン発送制度が改正される。

本改正により、オンラインで発送される拒絶理由通知書等の特定通知について、申請人がインターネット出願ソフトを用いて受取可能となった日の翌日から、申請人によって受け取られることなく10日を経過した時に、申請人に到達したとみなす制度が導入される。この規定によって到達したとみなすことを「経過到達」と呼ぶ。

経過到達した時点で発送日が確定するため、特定通知等の発送又は到達を起算点とする期間が始まることになる。また、経過到達となった特定通知等を書面で郵送（発送）することはない。

■特定通知等を受ける旨の届出■

2026年4月1日以降、オンライン発送機能を

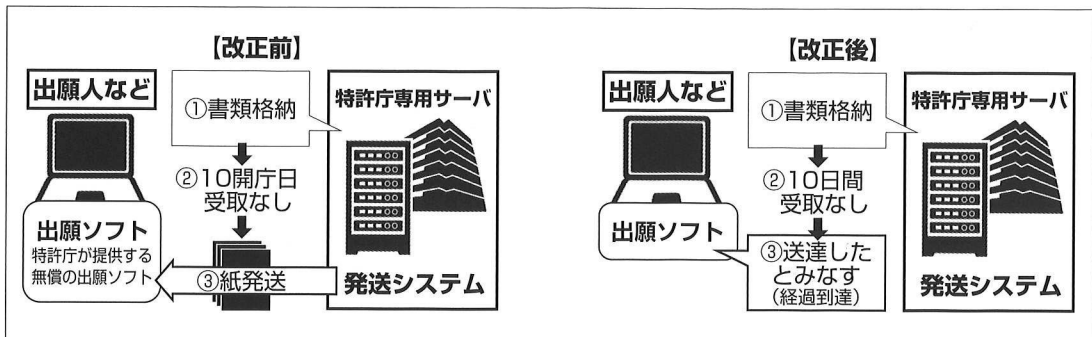
利用したい場合には、新規に「特定通知等を受ける旨の届出」を特許庁へ提出する必要がある。

本届出は、令和7年12月末からインターネット出願ソフト（バージョン i 6.10）の初回起動時から画面上の操作で提出可能となっている。現在、オンライン発送利用者であっても「特定通知等を受ける旨の届出」の提出をしない場合は、2026年4月1日以降全ての発送書類が書面で郵送（発送）されるので、注意が必要。

経過到達までの期間は、申請人がインターネット出願ソフトを用いて受取可能となった日の翌日から起算して「暦日単位」で算出する。「10日」の算出にあたっては、「開庁日」の1日を「暦日単位」で1日にあたるものとして取り扱う。

特許（登録）証も経過到達の対象となる。特定通知等を受ける旨の届出をした場合、紙の証書は郵送（発送）されないの、書面（紙）の特許（登録）証が必要な場合、電子データを印刷する等して利用する。

また、再交付請求手続を行うことで、書面（紙）の特許（登録）証の再交付を受けることができる。



日本発デジタルコンテンツ 海賊版被害が3年で3倍に

■経済産業省■

経済産業省は、インターネット上の漫画やアニメ、ゲームなど日本発デジタルコンテンツの海賊版による2025年の被害額が、22年の前回調査の約3倍となる5兆7千億円に上るとの調査結果を公表した。今回初めて調査した偽キャラクターグッズと合わせた被害総額は10兆4千億円に達した。

被害額の内訳をみると、アニメなどの映像が2.5倍の2兆3千億円、ゲームは5倍の5千億円、音楽が3倍の3千億円と、いずれも大幅に増加した。初調査したフィギュアやプラモデルなどのグッズは4兆7千億円に上っている。

経産省によると、漫画の被害はベトナムが最も多く、グッズ関連は中国企業による海賊版の被害が目立つとしている。

日本のコンテンツ産業は、世界で評価が高く、輸出の増加が見込まれる成長産業であることから、経産省は海賊版対策の強化を進めている。

オンライン海賊版被害額	2022年	2025年
映 像	0.9兆円	2.3兆円
出 版	0.8兆円	2.6兆円
音 楽	0.1兆円	0.3兆円
ゲ ー ム	0.1兆円	0.5兆円
小 計	2.0兆円	5.7兆円
キャラクターグッズ	(調査実績なし)	4.7兆円
合 計	—	10.4兆円

審 決 紹 介

本願商標「家康整体」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2025-3673、令和7年12月2日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和6年4月24日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。
 令和6年11月20日付け：拒絶理由通知書
 令和6年12月20日：意見書の提出
 令和6年12月26日：意見書の提出
 令和7年2月18日付け：拒絶査定
 令和7年3月6日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「家康整体」の文字を標準文字で表してなり、第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授、教育上の試験の実施、コーチング（訓練）、個人に対する知識の教授、ノウハウの伝授（訓練）、教育又は娯楽に関する競技会の企画・運営、文化又は教育のための展示会の企画・運営、セミナーの企画・運営又は開催、研修会の手配及び管理、電子出版物の提供、図書及び記録の貸与、図書の貸与、オンラインによる電子出版物の提供（ダウンロードできないものに限り）、書籍の制作他（※一部記載省略）」及び第44類「美容、理容、入浴施設の提供、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、整体、及び治療、医療看護、医療情報の提供、健康診断、栄養の指導、介護、医療用機械器具の貸与、美容院用又は理髪店用の機械器具の貸与」を指定役務として、登録出願されたものである。

3 原査定に拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「家康整体」の文字を標準文字で表してなり、その構成中の「家康」の文字は、江戸幕府初代将軍である「徳川家康」の名として広く知られるものである。そして、「徳川家康」にゆかりのある各地では、同人とこれらの地域との関係に世間に伝え地域振興の礎を築く取組や、同人を地域の活性化や公共的施策に利用している事実があるため、地域住民等が敬愛の情をもっており、その関連性を述べたものは発見できず、このような歴史上の著名な人物である「徳川家康」の名である「家康」の文字を含む本願商標を商標登録することは、同人の名称等を使用した各地域における地域興しや観光振興を阻害するおそれや、それらの地域の住民等の反感も否定できない。したがって、本願商標は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるので、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「家康整体」の文字を標準文字で表してなり、該文字は同書同大で一連に書してなるものであるから、一連一体の語を表してなりと看取できるものである。そして、その構成中の「家康」の文字は、江戸幕府初代将軍である「徳川家康」の名として広く知られており、当該人物が地域の活性化や公共的施策に利用されている事例があり、また、徳川家康が健康に留意していたことを示す記事情報等は存在するとしても、「家康」の文字に続く「整体」の文字との関係において、その関連性を述べたものは発見できず、これが地域の活性化や公共的施策等に利用されている事実も発見できなかった。そうすると、本願商標は、その構成中に「家康」の文字を含むとしても、その指定役務との関係においては、その構成全体として、歴史上の人物名と役務の名称等を結合させた一種の造語を表してなるものと認識させるものといえるから、これを登録することが、社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するものと直ちにいうことはできない。

また、当審による職権調査によっても、本願商標について、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような構成であったり、その指定役務に使用することが、当該人物を敬愛する人々の感情を害するおそれや、「家康」の文字を活用した観光振興や地域興しなどの施策の遂行を阻害するおそれがある等により社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであることを示す具体的事実関係は見出せないものである。

以上からすると、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標とはいえないから、商標法第4条第1項第7号に該当するものではなく、同項同号に該当するとした本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
 よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲1）は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2025-5523、令和7年11月20日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年11月30日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下

のとおりである。

令和6年8月6日付け：拒絶理由通知書
 令和6年10月4日：意見書の提出
 令和7年1月6日付け：拒絶査定
 令和7年4月10日：審判請求書の提出

別掲1 本願商標 別掲2 引用商標
 (色彩は原本参照)



2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおり構成よりなり、第43類「レストラン・喫茶店・カフェテリア・簡易食堂・軽食店・セルフサービスレストラン・バーにおける飲食物の提供、ケータリング」を指定役務として、登録出願されたものである。

3 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第4572992号商標（以下「引用商標」という。）は、別掲2のとおり構成よりなり、平成13年2月20日に登録出願、第42類「飲食物の提供」を含む第38類、第41類及び第42類に属する商標登録原簿記載のとおり役務を指定役務として、同14年5月31日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

4 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、別掲1のとおり、図案化された「東」の漢字を緑系統の色で表し、その下部に、同じく図案化された「寶」の漢字を茶系統の色で表し、「東」の右はらひの端部分から上部に伸びた緑系統の色の線が、両文字を囲うように略長方形を描きつつ、「寶」の文字の一部を横に貫いて、上記右はらひの端部分に上るように配置された構成からなるものである。

そして、本願商標は、全体として融合された統一感のあるデザインであり、視覚上とまりよく一体的に看取されるものといえ、その構成中の略長方形及び「東寶」の文字がそれぞれ独立して看者の注意を引くものといえず、構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握されたとみるのが自然である。

また、本願商標構成中の「東」及び「寶」の漢字は、図案化されているものの、「東」及び「寶」の文字の特徴ある程度とれたものであるから、「東寶」の文字を複写したものと理解され得るものであるところ、当該文字は、一般的な辞書等に掲載のない語であり、我が国において特定の意味合いを有する語として一般に親しまれているとはいえないものであるから、特定の意味を有しない造語として理解されるものである。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して「トウホウ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、別掲2のとおり、円形図形内の上部に「東宝」の文字を縦書きしてなるものである。

そして、引用商標は、全体として融合された統一感のあるデザインであり、視覚上とまりよく一体的に看取されるものといえ、その構成中の円形図形及び「東宝」の文字がそれぞれ独立して看者の注意を引くものといえず、構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握されたとみるのが自然である。

また、その構成中の「東宝」の文字は、「日本の映画・演劇の製作・興行会社。」（株式会社岩波書店「広辞苑第7版」）を意味し、引用商標の権利者である「東宝株式会社」を表すものとして認識されるものといえるから、引用商標全体として、東宝株式会社を表す標準（図形）として認識されるものといえる。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して「トウホウ」の称呼を生じ、「東宝株式会社」を表す標準（図形）はとの観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類似について

本願商標と引用商標を比較するに、本願商標構成中の「寶」の文字が「宝」の旧字体であるとしても（『新選漢和辞典机上演』株式会社小学館）、両者は、色彩、図形部分の形状、文字の図案化の方法及び程度などといった点で異なり、外観において明確に区別できるものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標は、「トウホウ」の称呼を共通にする。

また、観念においては、本願商標は特定の観念を生じないのに対し、引用商標は「東宝株式会社」を表す標準（図形）はとの観念を生じることから、両商標は、観念上、相紛れをおそれない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「トウホウ」の称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別でき、観念において相紛れをおそれないから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れをおそれない非類似の商標といふべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和41(1966)年	商標登録第 712012号～第 714940号
51(1976)年	商標登録第1207233号～第1211686号
61(1986)年	商標登録第1874535号～第1879998号
平成8(1996)年	商標登録第2714993号～第2715488号
平成18(2006)年	商標登録第3173301号の1～第3183400号
平成28(2016)年	商標登録第4966813号～第4974625号
	商標登録第5862059号～第5871041号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
 更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和5年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年11月分	30,501	12,766
前 年 比	135%	97%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。